



これから結婚新生活を始める皆様へ

最大 30 万円を補助します

～つくばみらい市結婚新生活支援補助金のご案内～



つくばみらい市では、結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、住宅取得・賃貸・引越し費用の補助を行っています。

■補助対象世帯

平成31年1月1日から令和2年3月31日までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦で、次の要件の全てを満たす世帯です。

- (1)本市に夫婦の双方又は一方の住民票がある世帯
- (2)夫婦の所得の合計額が340万円未満の世帯
※貸与奨学金を返済している場合は、年間返済額を当該年の所得から控除できます。
※離職して申請時に無職の場合は「所得なし」として夫婦の合計所得を算出します。
- (3)夫婦共に婚姻時における年齢が34歳以下であること。
- (4)対象となる住宅が本市にあること。
- (5)住宅を賃借する際、夫婦のいずれか一方が住宅の賃貸借契約の名義人であり当該住宅の家賃を支払っていること。かつ、現にその住所を居住の本拠地として夫婦の双方又は一方が入居していること。
- (6)他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (7)夫婦のいずれもが市税を滞納していないこと。
- (8)過去につくばみらい市結婚新生活支援補助金交付要綱に基づく補助を受けたことがないこと。
- (9)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

■補助対象経費

平成31年1月1日から令和2年3月31日までの転入(転居)にかかる次の費用です。

- (1)住宅取得費用
- (2)住宅賃貸費用(賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料等)
- (3)引越し費用(引越し業者又は運送業者への支払いにかかわる実費)

■申請期間

平成31年5月1日から令和2年3月31日まで

※申請の際は必ず事前にご相談ください。

※予算の枠を越えた時点で終了となりますのでご了承ください。



■手続きの流れ

※必要に応じて添付資料を追加していただく場合もございます。申請の際は必ず事前にご相談ください。

